

第7回 議会運営委員会記録

- 1 日 時 令和2年5月11日(月) 午後2時00分 開会
- 2 場 所 議会委員会室
- 3 出席委員 7名
- | | | | |
|---------|-------|-----|-------|
| 委 員 長 | 佐藤 栄一 | 委 員 | 天野 京子 |
| 副 委 員 長 | 高田 保則 | 〃 | 阿部 幸夫 |
| 委 員 | 渡部 道宏 | 〃 | 小嶋 正彰 |
| 〃 | 霜鳥 榮之 | | |
- 4 欠席委員 0名
- 5 欠 員 1名
- | | |
|-----|-------|
| 委 員 | 八木 清美 |
|-----|-------|
- 6 職務出席者 2名
- | | | | |
|-----|-------|-------|-------|
| 議 長 | 関根 正明 | 副 議 長 | 堀川 義徳 |
|-----|-------|-------|-------|
- 7 説明員 0名
- 8 事務局員 3名
- | | | | |
|---------|-------|-----|-------|
| 事 務 局 長 | 築田 和志 | 主 査 | 道下 啓子 |
| 庶 務 係 長 | 堀川 誠 | | |
- 9 件 名
- 1) 令和2年第3回妙高市議会臨時会の運営について
 - ① 会期について
 - ② 議事日程(案)について
 - 2) 全員協議会報告事項
 - ① 議会側(臨時会開会前9:00より、委員会室にて)
 - ② 執行部側(臨時会終了後、議場にて)
 - 3) その他
 - ① 6月定例会議運の日の決定
 - ② 6月定例会常任委員会開催日の決定

○委員長(佐藤栄一) ただいまから議会運営委員会を開会いたします。関根議長。

○議長(関根正明) 今回の新型コロナウイルス禍は、既に夏の合宿等にも影響が出始め、あわせてオーストラリアドルの大幅な下落等が相まって、来シーズンのインバウンドにも心配が及んでいるところであります。このたびの臨時会は、新型コロナウイルス感染症に対する案件が中心となっており、緊急を要する案件と、そのほか、条例関係を含めて審議をいただくための議運であります。審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

1) 令和2年第3回妙高市議会臨時会の運営について

○委員長（佐藤栄一） それでは1）令和2年第3回妙高市議会臨時会の運営について、5月11日に市長から臨時会の招集がなされ、5月14日に臨時会が開催されます。この臨時会の日程について、審議の上決定いただきます。①会期について、②議事日程(案)について一括説明願います。局長。

○事務局長（築田和志） はい。それでは、お手元の資料に基づきまして御説明させていただきます。まず、1ページ中段②議事日程(案)をご覧ください。あわせて、一番最後の5ページ、こちらのほうに、日程も載っておりますのでご覧ください。案件についてでございますが、日程第3、諸般の報告では、例月出納検査及び、監査の結果報告、並びに、今回は、道路管理の瑕疵による損害賠償というのがありますので、トータル3件となります。次に、日程第4をご覧ください。報告第1号から第3号は、条例改正の専決3本。そして、日程第5、報告第4号、第5号は、一般会計補正予算の専決2件となっております。条例の専決3件から御説明させていただきます。その中では、4ページのほうもあわせてごらんになってください。まず、報告第1号です。妙高市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、3月31日専決分ですが、これは、健康保険課が所管となります。令和2年度税制改正に伴う地方税法の改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額及び低所得者に係る軽減判定所得、これが拡充されることとなったことから、3月31日付けで専決により、条例を改正されたものです。次の報告第2号です。妙高市水道事業給水条例の一部を改正する条例の停止に関する条例、及び報告第3号、妙高市簡易水道条例の一部を改正する条例の停止に関する条例につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、国より、ガス上下水道料金の支払い猶予等の要請があったことから、令和2年3月定例会にて議決された、水道、簡易水道条例の一部改正条例の施行を5カ月間延期するために、一部改正条例の施行を9月30日まで停止する条例を4月8日付けで専決により制定されたものでございます。所管はガス上下水道局です。以上、報告第1号から3号まで一括提案としたものでございます。次に、日程第5、補正予算の専決2件について御説明いたします。報告第4号、令和2年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認についてでございます。この内容につきましては、去る4月23日に開催されました執行部側全員協議会で説明を受けているものでございます。国の緊急事態措置をすべき区域が、4月16日に全国に拡大されたことを受け、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う市内での感染症予防対策及び雇用の維持と事業の継続を図るための補正予算が4月17日付けで専決されたものです。小中学生、保育園、教職員分に、布マスクを購入した額は、総額で120万6000円。それから、国の雇用調整助成金の申請手続を社会保険労務士に依頼する場合の手数料補助が300万円。それからもう一つは、県の制度融資利用に必要な信用保証料と、その利子助成に係る費用の補助額が1650万円。総額で2000とび70万6000円となっております。所管課につきましては、こども教育課と観光商工課ということになります。次に、報告第5号です。令和2年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認について御説明いたします。国の令和2年度補正予算が4月30日に成立されたことを受け、認定こども園・保育園内で感染症予防策や新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けた家庭等の支援をするための補正予算が5月1日付けで専決されたものです。内訳としまして4件ありますが、まず、1件目は、児童手当受給世帯へ給付される臨時特別給付金に係る事務費が、113万1000円と、それから、認定こども園・保育園に設置する空気中のウイルスを殺菌するための機器購入費用が300万円。それから、生活困窮者自立支援事業に追加として、住居確保給付金に係る経費182万4000円。そして最後に、国の1人10万円給付される特別定額給付金に係る事務費、これが3176万6000円ということで、総額3772万1000円の補正となっております。所管課につきましては、こども教育課、福祉介護課、観光商工課となっております。以上、報告4号と5号を一括提案としたいものでございます。次に、日程第6、議案第28号、妙高市国民健康保険税条例の一部を改正する条例議定について、及び議案第29号、妙高市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例規定につきましては、国が新型コロナウイルス感染症の感染者を対象として傷病手当金の支給額を全額財政支援することになったため、妙高市

が運営する国民健康保険と、妙高市が加入する新潟県後期高齢者医療広域連合が行う公的医療保険制度に加入している被保険者に対する支給に関して、必要な条例改正を行いたいものです。いわゆる、国保や後期高齢者医療の被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染し、または感染が疑われ、療養のため会社を休み給与を受けることができないときに傷病手当金を支給するため条例を改正するというような内容でございます。議案第 28 号及び 29 号の所管は健康保険課です。次に、日程第 7、議案第 30 号、令和 2 年度新潟県妙高市一般会計補正予算（第 3 号）につきましては、先日の金曜日にも、関係団体と執行部側との意見交換会などが行われておりますが、現在調整中ということで、議案配付は本日中に行われるわけですが、この議案第 30 号につきましては、本日、中身が決定次第、議案を追加で発送していくという内容になっておりますので、御了承いただきたいと思っております。次に、議案第 31 号です。令和 2 年度新潟県妙高市水道事業会計補正予算（第 1 号）及び、議案第 32 号、令和 2 年度新潟県妙高市簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急経済対策として、市内事業所を対象に、これ事業所を対象にですね、水道の基本料金を 6 月から 5 カ月間減免するために補正を行うものです。減免期間は、6 月から 10 月の検針分の 5 カ月間で、減免内容につきましては、基本料金を当該月の料金請求額から減免するもので、家庭用兼営業用の御家庭につきましては、基本料金の半額ということになります。減免による料金収入の不足分は、一般会計から繰り入れを行い、財源とするものでございます。以上、専決処分報告 5 件、条例関係 2 件、令和 2 年度予算関係 3 件の合計 10 件でございます。レジュメ 1 ページの上段に戻ってご覧ください。①会期についてでございます。この審議から採決までを 1 日で行うというのが基本的な案でございます。5 月 14 日木曜日の 1 日となります。次に、②議事日程案です。全員協議会につきましては、14 日木曜日、午前 9 時より開会させていただきます、10 時から臨時会を開催するといった流れでお願いいたします。日程第 1 から日程第 3 までは記載のとおりであります。御審議いただく内容は、日程第 4 の報告第 1 号から第 3 号、日程第 5 の、報告第 4 号及び報告第 5 号及び日程第 6 の議案第 28 号及び議案第 29 号、日程第 7 の議案第 30 号並びに議案第 31 号 32 号でございます。日程第 6、並びに日程第 7 についての議案の扱いにつきましては、2 ページ、中段をごらんいただきたいと思っております、四角の囲みに記載のとおり、臨時会における議案審議についてということで、委員会付託しないという原則が記載されておりますが、議会運営委員会で、委員会付託を認めた場合はこの限りでないと規定されていることから、2 パターンを記載しております。下の四角黒じるし、審議方法案 1 は、即決のパターンでございます。その場合は、質疑回数を適用しませんし所管制限もなしとなります。その下の黒四角、審議方法案 2 をご覧ください。こちらは、所管委員会に付託する方法です。今回の議案の内容から、各常任委員会へのそれぞれ 3 つの常任委員会への付託となります。内容が多岐にわたることと思います。その場合の流れとしましては市長の提案の後、総括質疑を行い、委員会付託となります。本会議を休憩して、3 つの常任委員会を開催それぞれします。委員会終了後、委員長報告を作成していただき、委員長報告、質疑、討論、採決という流れになります。なお、インターネット中継用のパソコン移動準備が必要となります。また、記載の四角で囲んだ時間は、あくまでも目安ということでありますので、時間を制限するものではございません。以上で説明を終わります。

○委員長（佐藤栄一） はい。それではまず、①の会期についてお諮りします。先ほどの説明のとおり、今臨時会は、14 日木曜日の 1 日ということで、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤栄一） それでは、14 日、1 日ということで、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤栄一） 御異議なしと認めます。次に、②議事日程（案）について、審議の方法について御審議願いたいと思っております。議会運営マニュアルでは臨時会の場合は、委員会付託を省略するというふうになっておりますが、

皆さんのほうの御意見いかがでしょうか。そのままよろしいですか。はい。霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） はい。正直言ってね。今の説明だけだっという状況の中で出されているもんですから。全体なら全体でもってという形はあるんですけども。委員会のほうがそれぞれ、これでよしとするかどうか。それぞれの常任委員会のほうでもって、いいよって言えば、これでもいいのかなっていうふうに思うんですけども。我々は、委員会付託なしだっという、所管関係なしに、それぞれ全員で議論できるって、これはこれでありますのでね。その辺のところ、それぞれ委員長さんいかなんかなってのをさきにちょっとお聞きをしてみたいなと思うんです。小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） はい。確かにマニュアルにはそう書いてあるわけですよ。ただですね、まさに、臨時議会というのは、招集する、専決ってというのは、招集するいとまがないときと、こういうようなことで、今回報告ですよ。それはそれで、やむを得ないと思いますし、日程6、7の議案についてもですね、緊急を要するというところについては理解できると。それを前提としてなんです、委員会って何のためにあるのかなという素朴な疑問があります。私今ちょっとですね、議会基本条例の評価の話がまた出てましたので、議事録ずっと読まさせていただきます、その中で、通年議会というのがあります。やはりこの、こういう事、緊急に議論しなきゃいけないことがあるから、通年議会にしたほうがいいんじゃないかっていう議論から始まってると思うんですよ。結果的には時期尚早ということで、見送りになってますけれども、やはりその中でも、常任委員会の役割ってのは非常に大きいというふうに、どなたも言っておられるかと思えます。今現在のところはですね、そういうマニュアルでありますし、そういう内容ですから、これはこれで、いたし方ないのかなという感じがしてますけれども、やはりここら辺はですね、議会基本条例、通年議会ってのも、もう一度検討する必要があるのかな。そして、常任委員会としての役割をきちっと果たすと。議論を尽くすという部分を検討しなきゃいけないんじゃないかなということを意見として申し述べさせていただきます、これはこれで緊急事態ですから、そうすべきじゃないかというふうに思います。以上です。

○委員長（佐藤栄一） そうすべきかって即決でいいということ。

○小嶋委員（小嶋正彰） はい。

○阿部委員（阿部幸夫） 私も緊急という事態ということであれば、やっぱり即決して、早く生活におけるですね、安心安全の体制をとっていきべきだろうというふうに思いますので、この提案で良いというふうに思います。

○委員長（佐藤栄一） はい。ほかに御意見ございませんか。

〔特段応える者なし〕

○委員長（佐藤栄一） ないようでしたら、今回の議事日程については、委員会付託を省略するというところでよろしいでしょうか。

〔「はい」という者あり〕

○委員長（佐藤栄一） 御異議なしと認めそのように進行いたします。それでは、日程第8、発議第3号、厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書について説明願います。局長。

○事務局長（築田和志） はい。それでは日程第8、発議第3号、厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書につきましては、去る3月13日の議会運営委員会では全会一致で採択されております。そして、3月24日の議会全員協議会におきまして御了承いただいております。提出者は、議運委員長の佐藤栄一議員。賛成者は、議運メンバーということで、そこまで決定しております。このたび、今回の臨時会におきまして、発議を行い、採決を行いたいというものでございます。以上です。

○委員長（佐藤栄一） はい。ただいま説明がありましたが、何かございますか。

[特段応える者なし]

2) 全員協議会報告事項

○委員長（佐藤栄一） ないようでしたら、このように取り扱いますので、よろしくをお願いします。それでは2) 全員協議会報告事項について説明願います。局長。

○事務局長（築田和志） はい。それでは、全員協議会につきまして説明させていただきます。①の議会側の全員協議会につきましては、記載のとおり、本日御審議いただきました内容の協議結果を報告させていただきます。②でございますが、臨時会の終了後、執行部側の全員協議会が開催される予定となっております。臨時議会終了後に引き続き開催いたします。内容につきましては、四季彩館みょうこうの指定管理にかかるパートナー企業の決定につきまして、その内容を報告するものと確認しております。本日、議案配布と同時に、資料を配布する予定となっております。議運の皆様方にはお帰りになる前にお渡しできるかなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（佐藤栄一） はい。ただいま説明がありましたが、何かございませんか。

[特段応える者なし]

○委員長（佐藤栄一） ちょっと一つ気がかりなのは9時という全協の時間なんですが、1時間とっております。何かいろいろあるかと思ってとったんですが、この時間について…。霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） はい。いろいろあるんだろうなと思ってね、期待したっていうのはおかしいんですけども。この中身をみるとね、臨時会の運営が中心ということになれば、そんなに早くに来る必要あんのかなどうなのかなっていうふうに思うんです。ここにもっていろいろあったにしても、今審議した、この中身については、そこで議論するわけじゃないんでね。議会の運営のあり方についてということになれば、ここでもって審議されるにしても、皆さんの意見きくにしても、即決のうんぬん話ね。そのあたりであれば、もうちょっと遅くてもいいんじゃないかなっていうふうな感じです。

○委員長（佐藤栄一） 皆さんの感触はいかがでしょう。まだ、議運の中の議題は残ってますが。小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） 先ほどね霜鳥さんもお話されてましたけども中身がね。議案もまだ見てないんで。ちょっと、どのぐらいかかるかっていうのは予想つかないんですよね。そこら委員長さんが、1時間必要だということで、御判断されたのなら私は1時間でいいと思うんですけれども。

○委員長（佐藤栄一） もう少しいっぱいあると思ったんですよね。

○高田委員（高田保則） 9時半からだ実質30分に行かないから。9時20分なら30分くらいで。

○委員長（佐藤栄一） 中途半端で集まりづらくないかね、休憩します。

休憩 午後2時23分

再開 午後2時25分

3) その他

○委員長（佐藤栄一） 全員協議会、当日の開催時間は9時半とするということでお願いしたいと思います。それでは次、3) その他、①6月の定例会における議会運営会の開催日について、今のうちに御審議いただきたいと思えます。記載のとおり5月22か25というふうにしてみたいんですが、今回も議案30号が、ぎりぎりになってもまとまってきたという状況を見ますと、告示日が28日でございます。そのぎりぎりあたりに議運を開催したほうが安全ではないかなというふうには私は思うんですが、いかがでしょうか。27日の日に、前の日ですが、じゃあもう一回休憩します。

休憩 午後2時26分

再開 午後2時27分

○委員長（佐藤栄一） 6月定例会における議会運営会の開催日は、5月27日水曜日、10時からということにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」という者あり〕

○委員長（佐藤栄一） はい、そのようをお願いいたします。次に、②6月定例会における委員会の日程について説明願います。局長。

○事務局長（築田和志） はい。それではただいま委員長さんのほうからおっしゃられました、6月定例会の委員会開催の日程につきまして御審議いただきたいと思います。6月1日の市報みょうこうにおきまして、日程を掲載したことから、今回の議運の中で決定させていただきたいということでございます。なお、ローテーションでいけば、の場合ですけれども、16日火曜日は総務文教委員会、17日の水曜日は建設厚生委員会、18日の木曜日は産業経済委員会というような廻り順になっております。以上でございます。

○委員長（佐藤栄一） この日程を決めるため、委員長間の協議をお願いしたいと思います。休憩します。

休憩 午後2時29分

再開 午後2時29分

○委員長（佐藤栄一） はい、休憩を解いて会議を進めます。6月定例会における委員会の開催日につきましては、16日は総務文教委員会、17日は建設厚生委員会、18日は産業経済委員会ということで、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤栄一） 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。その他。そのほかございますか。関根議長。

○議長（関根正明） はい。今回の新型コロナウイルス対策について、市全体を通じて総合的な見地から調査研究を行うことが必要だとの趣旨で、妙高はねうまクラブより、新型コロナウイルス対策の特別委員会設置についての申し入れがありました。この点を皆さん方から御協議いただいて、全協に提案するかどうかを含め、お願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○委員長（佐藤栄一） 今ほど議長のほうから話がありました。妙高はねうまクラブより、新型コロナウイルス対策の特別委員会設置についてということでございます。この件につきまして、今お配りしたところですので、ちょっと目を通してから、また渡部委員から説明を願いたいと思います。御一読いただきましたでしょうか。それでは、提案の渡部委員より説明をお願いします。

○渡部委員（渡部道宏） それでは、御説明申し上げます。今回この提案に至るに当たりまして、私ども妙高はねうまクラブとしまして、前回の全員協議会の中でも、やはり、今、このコロナ対策に対して必要なものは、行政の姿勢、リスクヘッジ、あと市民の意識改革、この3点だということをお話しさせていただきました。市民の意識改革については、一生懸命広報等で出す、出していただいて、こういうふうにしなればというのとはわかっておりますし、そして行政の姿勢についても、いろんなところで、国県に準じて対応されている。ただそのリスクヘッジの部分です。仮に、私がコロナを発症したときにはどうしたらいいんだというのとはやっぱり全然見えてこない。妙高市として、こういうふうな対応をとるといえるのが見えてこないというのが、ここに思い当たる大きな要因の一つでもございます。ただ今回の3号補正で、他市他県等、同様の対策が練られてくるだろうと思いますが、それはあくまでも他市他県と足並みをそろえるだけであり、妙高市独自に、このコロナに立ち向かうという姿勢が、やはり市民に対しての安心感を与えるものではないかと思っているわけでございます。そして何よりも、このコロナウイルスの

対策。つくらなければいけないというのは、他市、他県、例えば飯山市であれば同様かもしれないですが、観光業、先ほど冒頭に議長もおっしゃいましたが、観光業にダイレクトに、これからお金の工面、云々というのが回ってくるのがこれからだというのが、はっきりと見えてるわけでございます。ですので、我々議会といたしましても、そのDMOを招致し意見を聞くなど、いろいろなところから調査研究をした中で、どういうふうな形で、妙高市独自の政策をつくっていかなければいけないのではないかと考えております。これは上越市さんであれば、観光業といってもそんなにでもないですし、そんなようなちょっと語弊ありますけども、妙高市はもう高原を抱えているので、ダイレクトに妙高市全体に、くるわけですね。ですので、そこら辺を踏まえた中でやらなきゃいけない。あと私も懸念しているのが、介護崩壊というのすごく懸念しております、今医療崩壊というのに目が向いておりますが、介護現場の方々、本当にピンチなところにいるわけですね。熱があったとしても、その方々がヘルパーさんだったり、例をとれば、出向かなければ、その高齢者の方も一緒に共倒れになってしまう。そしたらどんなリスクを負ってでもそこに行かなければいけない、そういう方々に対しても何らかの市として、対策を練らなければいけない。そんなことがよぎってまいりまして、上越市では既に、特別委員会をつくり、5月の4日から協議されており、同12日には、臨時会を開いて、これがつくられるということになっておりますので、妙高市としても、議会の姿勢を示す意味でも、特別委員会の設置というのは必要でないかと考えておりますので、よろしく御審議ください。

○委員長（佐藤栄一） はい。ただいま渡部委員から提案の説明がございました。委員の皆さんの御意見、または、渡部委員に御質問等あったらお願いしたいと思います。小嶋委員。

○小嶋委員（小嶋正彰） はい。私、先ほども申し上げましたけれども常任委員会の重みっていいですかね。非常に大事な部分だろうなと思って後で提案しようと思ったんですけども、常任委員会の有効活用、所管事務調査とかですね。通年議会でなくても、そういう常任委員会をきちっと活用すれば、それと同じ効果が上げられるというふうなのが、議会基本条例の、制定のときの特別委員会の中での結論だったんじゃないかなというふうに思います。そういったことを今こそ、こういう緊急事態ではですね、生かしてやっていく。いう事がいいんじゃないかなと、常任委員会ですと3委員会ありますけれども、全員参加と。どっかに所属するということですし、特別委員会ということは全員でやるということであればね、私はそれは非常に意義も大きいなというふうに思うんですが。そういった状況によって変わってきますけれども、まずは、自分の所管のところをですね、きっちり押さえなきゃいけないんじゃないのかなというのが私の考えです。したがってお願いしたいなと思ってたのは、6月の最終日にですね、閉会中の委員会の開催というのですね、認めていただければ、臨機応変に、各委員会、状況によってですね、対応できる。私どもが、医療崩壊だとか、介護の崩壊、そのとおりだと思います。そういったことも、すぐにも動き出せますし、また、観光産業だってそういう何ていうんですかね、ポストコロナっていいですか。早期の産業復旧という部分についてはですね、十分予算措置、あるいは国の動向、そういうのを見きわめながら動いていく必要があらうかと思ったり、そういう総合的な見地ですと、じっくりやれるのかなというふうな気がいたします。ちょっと今出てきたやつでちょっと取りとめもなくしてですね、申しわけないんですけど私としてはそんなような対応は必要であらうというふうに考えております。

○阿部委員（阿部幸夫） 今日の状況っていうのは、今まで私らが経験した中でもバブル崩壊というのがあったわけですけど、それ以上の状況ではないかということに日本ではなってますし、これはもう世界的に、コロナの問題は、いろんな角度で議論されたり、医薬から始まって生活面まで非常に幅広い形で議論されているわけです。また、小学校においても、入学式もどうだったのかみたいな話で今日を迎えているわけでありまして、そういった面では渡部委員からも、近隣で、そういう形で委員会もできていくということもあります。この議会においては特別委員会

ってというのはまだ、前回、議長のほうからいろいろあったわけではありますが、具体的な委員会ってというのは、特別委員会ってというのはないわけでありまして、そういういろんな面からしても、お互いに議員力であり、それに向けて、私たちの市民の政策に向けての、いろんなことを考えるのであれば、特別委員会をつくって、おおいに、こういうときに議論をしながら、市民との対話、そして議会が何すべきかというような形に持っていけたらいいのではないかなというふうに思います。はねうまクラブさんから出されました、私はこの特別委員会については、積極的に、みんなで、新しい議員が増えたわけでありまして、いろんな意見を参考にさせてもらうといういろんな形では、非常にいいのではないかなというふうに、賛成というふうに私は思ってます。よろしくお願いします。

○渡部委員（渡部道宏） ありがとうございます。それで小嶋委員のおっしゃったことももっともでございますし、力強い応援もいただきましたが、あくまでこのコロナウイルスについては、横断的に対応したいということで特別委員会という形をとってもらえればなと思っております。常任委員会で個々、それぞれが深めるっていうことは当然大事なことでございまして、自分たちのところはやる。ただ、それが今度、その常任委員会の部分だけで終わってしまっただけの委員会の内容が伝わらないということになると、なかなかこの全体的にできない。くしくも小嶋委員からもいただいたように、全員がこの対策委員会の委員になるというような形をとれば、そういうところもカバーできるのかなという気がします。そして何よりも、今即効でやらなきゃいけないのが介護とか医療の問題でございますし、そして経済のものについてはこれから後、徐々に徐々に進んでくるので、委員会、常任委員会だと、タイムラグが少しずつ出てくるのかなっていう気もしてるんですね。そうすると、自分の常任委員会ではないのでということに興味がなくなってくるってこともなくなるのかなと。行政は当然、縦割りでやっている。どこまでいっても多分縦割りで進めてくると思います。だからそこを補う意味でも、横を1本通す意味合いにおいても、議会だけは全然っていうか、各委員会の連絡をとりながらやれたらいいかなと思っている次第でございます。

○委員長（佐藤栄一） ちなみに、上越市は、32人中13人という人数で。全員の特別委員会にはなってません。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） いろんなやり方があると思います。具体的なところについてはね、ほかのついでにいいですか、今までの特別委員会とはちょっと形が変わったものになると思うんですよ。調査研究なんだけども調査してっていうのは、何をどこで調査するか、さっき小嶋委員が言われた常任委員会の絡みでいくと、例えば、観光業とか、商工会議所の絡みとかっていうのは、直接そこでもって話さくことできるけれども、健康保険の関係でいくと、現場行けないんですね。現場の声聞くって言ったってじゃどうやってやるのっていう、こういうのもあると思うんですね。その辺のところを含めていったときに、そしてメンバー的にどういう位置づけになるかっていうこの辺のところも、私がまだ見えてないんですけども。それぞれの委員会でやるのがいいのか、特別委員会でやるのがいいのか、それも私はまだちょっと交通整理できてないんですけども。いずれにしても内容的には、議員全員が同一歩調をとるっていうか、同一認識に立たなきゃならないっていう、このシステムを堅持していかなくちゃいけないといったときに、この特別委員会の組織のあり方の問題と、研究するについても当局でもって情報を得るっていうだけのものでは、成果として、そんなに上がってくるものじゃないというふうに思いますんでね。その辺のシステム的なものをどうやってやるのかっていうのはちょっと掘り下げた対応を考えないと。組織はできたけども、じゃああったときには、結局特別委員会で調査しましたその中身を逐次全体に報告する、そのシステムはどういう形をとるのかっていう、この辺もあつたりするんでね。もうちょっとその辺のところ具体的に組み立てを考えたらどうだろうかというふうに思うんですけども。その特別委員会を設置するっていうことについては、別にやぶさかではないんですけどね。ただ、組織は形はできたけどもっていう、形だけでもっていったんではうまくないなっていうふうに思ったりするんで、その辺、どうやって組み立てていったらいいのかっていうのはなんだけども、皆さんの意見きかしていただければと思うんですけど。

○委員長（佐藤栄一） 今渡部委員のほうから全員というお話ですと、議長除く全員という形になると。全協と変わらないという形になってるんですが、その辺のすみ分けも考えていかなきゃいけないというのがあるんですよね。

○渡部委員（渡部道宏） それではやっぱり全協という形になると、やはり決められたときに集まるということなんですけれども。特別委員会ということになれば、変な話ですが、各常任委員会が、特別委員会の中のそれぞれの部会として、動いて、でもってどこかの常任委員会が、特別委員会を開催すれば全員が集まるわけですので、全員協議会を頻繁にやっていくみたいなイメージにはなるかと思うんですよね。それでその中で情報を共有していく、横断的な情報を共有していくっていう形にはなるかと思うんですけども。それで全員協議会がその役割を担うし、常任委員会がその役割を担うということであれば、常任委員会を深めていただいて、全協を頻繁に開催して、みんなで情報共有する、それはそれでよろしいかと思います。ただ私がイメージしてるのは、それを、二つやらなきゃいけないんだけど、常任委員会、特別委員会であれば、特別委員会の招集っていうだけでみんなが集まって一括協議ができる、情報の共有ができるという、そこらあたりメリットかなと思っております。

○天野委員（天野京子） まず、人選がすごく、基準がちょっと、いろんな考え方ををお持ちの方々また得意分野もある中で、さっき上越が30人中12人ということは大体3分の1、多分話しやすい人数でこのぐらいにしたんだと思うんですけど、例えば、この議運のメンバーって各委員長はもういるわけですよね。ということは、常任委員会でやったのものを一番よくわかってる人たちが、まずここにそろってる、共産党さんも代表として霜鳥さんおられる。はねうまクラブさんもおられる。私は、今新聞みる限りでも、例えばもう非常に今、コロナ渦で、何て言うんでしょうね、へんな闇の金融の動き、要するに、人をだまそうとするような動きも注意していかなきゃいけない、また家賃の問題、また困窮学生に給付金とか、あと子育て世代であれば、実際に子どもたちの教育現場も大変だ。いろんな多岐にわたっているんで、もしよろしければ、非常にそういう得意な人を入れるぐらいで人数としてはこれぐらいにしておいたほうが良いと思うんですね。人選はお任せしますけど。私の案としては、あんまり、緊急を要するので、ここでいまある組織をそのまま使った中で何かやったほうがスムーズなんじゃないかなあと思ったので、このメンバーをそのまま特別委員会っていうふうにはならないのかなと。すいません。以上です。

○委員長（佐藤栄一） 休憩します。

休憩 午後2時46分

再開 午後3時06分

○委員長（佐藤栄一） 妙高はねうまクラブから出ました特別委員会設置については、常任委員会並びに、委員長に委員協議会を開催しながら各委員会の中で協議をし、全協で調整をしていくと。取りまとめをしていくという形でいきたいということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤栄一） はい。それと次、14日この報告について。はい。霜鳥委員。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） 日程見たらさ、全協で、臨時会終了後、執行部の報告なんだよね。

○委員長（佐藤栄一） ありますね。

○霜鳥委員（霜鳥榮之） どうせそこまで時間延びたんだったら。その後にでも、やったらどうだと。朝だと、前だとちょっと、あれだけでも。終わってから、ちょっとそれでも皆さんの意向もそこで確認しとけば、もしやるにしても、そのあとのスタートが早まるっていう、こういうのがあるからどうだろうと思うんだけど。

○委員長（佐藤栄一） それではですね。今霜鳥委員より、今回、特別委員会の設置に関する件については、本会議終了後、執行部側全協終了後、この委員会室において全協を開いて報告をするという形をとるということですね。そんな形でよろしいでしょうか。

〔「はい」という者あり〕

○委員長（佐藤栄一） はい、そのように進めたいと思います。ほかにはないですか。なければ、以上をもちまして議会運営委員会を閉会します。御苦労さまでした。

閉会 午後3時08分

議 会 運 営 委 員 会 委 員 長	
---------------------	--